

大阪市立ユースホステル条例の一部を改正する条例案

大阪市立ユースホステル条例（昭和45年大阪市条例第8号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(利用料金)	(利用料金)
第10条 [略]	第10条 [同左]
[2 略]	[2 同左]
3 利用料金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額（附属設備については、市規則で定める金額）の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。	3 [同左]
(1) 宿泊室 1人1泊につき <u>5,700円</u> (1室の使用を許可するときにあっては、1室1泊につき <u>91,200円</u>)	(1) 宿泊室 1人1泊につき <u>3,500円</u> (1室の使用を許可するときにあっては、1室1泊につき <u>56,000円</u>)
[2] 略	[2] 同左]
[4～8 略]	[4～8 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大阪市立ユースホステル条例の規定は、この条例の施行の日以後の施設の使用に係る利用料金について適用し、同日前の施設の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

令和8年2月17日提出

大阪市長 横山英幸

説 明

長居ユースホステルの利用料金の額の上限を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。